

令和8年度 京都市立山階小学校
「学校いじめの防止等基本方針」

1. 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、本市におけるいじめの積極的な認知の推奨により、いじめの認知件数が増加しているという現状を鑑み、子どもの尊厳及び安心して学校生活を送ることのできる権利を保持するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に生き生きとして取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2. 山階あんしん委員会（いじめ対策委員会）

(1) 構成（職名又は校務分掌）※緊急時はこの限りではない

学校長・教頭・教務主任・養護教諭・人権教育主任・生徒指導主任・道徳主任
スクールカウンセラー・生徒指導部会員

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

月1回（生徒指導定例会と同時開催・緊急の場合はこの限りではない。）

(4) 児童・保護者への周知方法

5月に朝会で、6月にホームページや学校だよりなどで知らせる。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア. 学習環境の整備

- ・児童が安心できる、自己肯定感や充実感を感じられる場所、つまり「居場所づくり」を常に行えるように努める。
- ・学級の間人関係を深め、協力して学習し、その他の目標へ向かい達成感を共有できるような集団作りを行う。
- ・教室の掲示物を整理し、児童が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整える。

イ. 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）等に基づき、一人一人の児童の学ぶ意欲や楽しさ、わかる喜びを大切にした授業を行う。
- ・学習規律を大切に、すべての児童が安心して学習に臨むことのできる環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成、総合的な学習の時間を軸とした学びのスタイルの確立を目指す。
- ・基礎学力の定着を図る。
- ・生徒指導の4つの視点（自己決定、自己存在感、共感的人間関係、安全・安心な風土の醸成）を意識して授業を構成する。

ウ. 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳学習を通して社会的実践力と判断力の育成と、人・命の大切さ、思いやりの理解を図る。
- ・人権参観にて人と人とのかかわりを大切にした授業を実践し、保護者と共有する。
- ・山階いじめの防止等基本方針を保護者に周知し、協力を得られるようにする。

エ. 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での様々な体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（スポーツフェスティバルや学習発表会など）を通して人間関係づくりを行う。
- ・生活科・総合的な学習の時間において幼稚園との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を行う。

オ. 児童同士の絆づくり

- ・「なかよし活動」（縦割り活動）における異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・児童朝会や集会など全校児童が集う機会を大切に、一緒に考えたり学んだり体験したりする中で、「学校の仲間」としての意識の醸成を図る。
- ・社会的スキル向上のための話し合いを通して、場に応じた適切な行動、まわりの人の気持ちを考えた行動がとれるように「絆づくり」を進めていく。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア. 日常の児童に関する情報共有

- ・いじめの早期発見、早期対応ができるように、定期的に児童の情報共有に努める。
- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「山階あんしん委員会」で情報を共有する。
- ・「山階あんしん委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「山階あんしん委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ. 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月および11月に実施する。なお、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。また必要に応じて、その一部を「学級力アンケート」と兼用し、子どもたちに開示し、学級の実態について話し合う。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。
- ・7月・12月には児童対象の「教育相談週間」を設ける。12月には個人懇談会において相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努め、問題がある場合は即座に対応する。

ウ. 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

いじめアンケートやクラスマネジメントシート、教育相談の結果については、必要に応じて「山階あんしん委員会」において共有する。その際は結果をもとに、学級内で不安を抱えている児童がいないか、委員会の構成員を中心に分析するように努め、その後の指導に活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

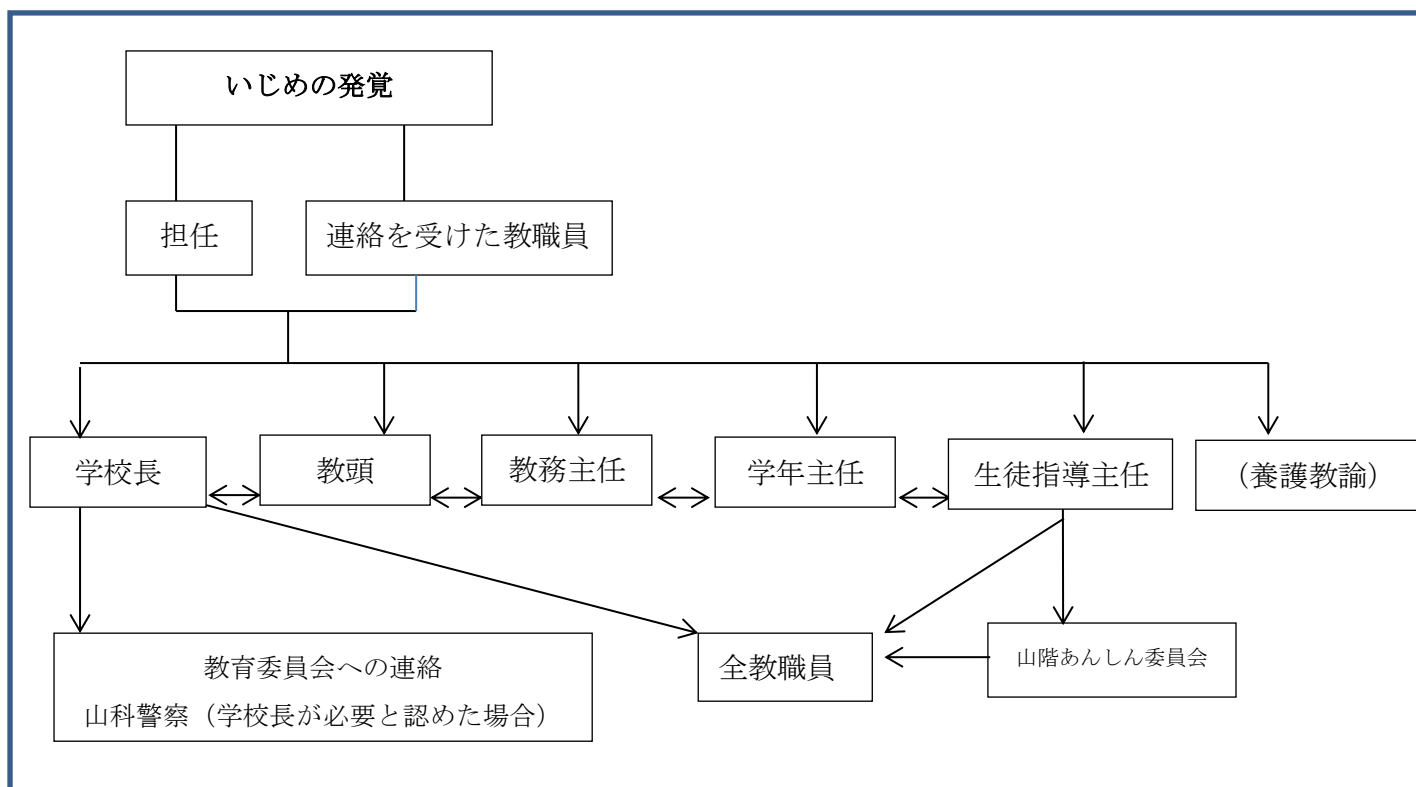
ア. 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「山階あんしん委員会」で情報を共有し、組織としての今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ. いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに管理職・生徒指導主任に報告し「山階あんしん委員会」で情報を共有する。
- ・「山階あんしん委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握し、被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。

- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。



ウ. インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

インターネット上でのいじめは外部に見えにくく、匿名性が高いため、児童が行動に移しやすい。また、情報の拡散が容易であるため、一旦いじめに関する画像や動画等のデータが拡散すると、消去するのは困難である。そのため、児童の情報モラルの育成や保護者との連携を図り、いじめの未然防止に取り組む必要がある。

- ・年間2回の情報モラル指導の学級活動の実施。(学年や時期に応じて指導を行う)
- ・SNSを通じて起こっている問題行動への理解と対策を職員間および保護者に周知する。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・「非行防止教室」や「情報モラル教室」での内容を対象学年以外の教職員にも周知する。

エ. 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消の定義は

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

の2点である。謝罪等、解決に向けた行動をとった後もいじめは続いている、もしくは続いている可能性があるという意識をもって指導にあたる必要がある。被害児童に寄り添い、絶対に守るという姿勢を伝えながら、保護者とも情報を共有しながらいじめの解消に向けて取り組む。いじめの原因や解消に向けてどのように取り組んでいるのかということは、山階あんしん委員会において共有し、再発防止に向けてどのように取り組むのかを協議し、その結果を実践する。

いじめを行った児童に対しては、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。また、学級においては、周囲の児童に対しいじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせるための指導を行う。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『山階あんしん委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【山階あんしん委員会で共有】

- まず、山階あんしん委員会で情報共有を行い聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪の場をもつ。
- ※事実内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（山階あんしん委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア. 内容

「いじめ防止対策推進法」「京都市いじめの防止等に関する条例」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図ることにより、子どもの心の変化に気づくことができる教職員を目指す。

内容は、「山階小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員の生徒指導・いじめに対する意識向上及び生徒指導における児童理解についての研修」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

イ. 実施時期

4月、5月、8月に行う生徒指導研修会時に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・ホームページ、学校だより、学年だより、学級だより等を用いて情報発信を行う。
- ・山階小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「山階小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。
- ・各配布物やパンフレット等を常備し、教職員の資質向上とともに、保護者への理解を求める。
- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「山階小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・特別の教科道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、質問紙の使用や、その他の適切な方法により、事実関係を明確にす

るための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	あんしん委員会（1） 生徒指導年間計画について 生徒指導研修「学級開き」	1学期始業式・入学式 学級開き 学校のきまりとやくそく		入学式後の保護者説明 参観・懇談会 6年宿泊学習説明会 希望制個人懇談会
5	あんしん委員会（2） 児童理解研修	1年生を迎える会 6年修学旅行		あいあい山階（学校運営 協議会）理事会 5年宿泊学習説明会
6	あんしん委員会（3）	総合育成支援教育週間 5年宿泊学習	第1回いじめに関するアンケートの実施と集約・共有	休日参観
7	あんしん委員会（4） 取組の見直し・変更 いじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果について	1学期終業式	第1回クラスマネジメントシートの実施と集約・共有 教育相談週間 学校評価アンケート	個人懇談会 学校評価のお知らせ
8	あんしん委員会（5） 生徒指導研修「問題行動聞き取り」	2学期始業式		4年宿泊学習説明会
9	あんしん委員会（6）	4年宿泊学習		あいあい山階（学校運営 協議会）理事会で説明と 評価
10	あんしん委員会（7）	スポーツフェスティバル		学校保健委員会
11	あんしん委員会（8）	わくわくフェスティバル （2学期中に実施） 6年生薬物乱用防止教室	第2回いじめに関するアンケートの実施と集約・共有	あいあい山階 人権参観・懇談会
12	あんしん委員会（9） 取組の見直し・変更	人権月間 2学期終業式 人権朝会	第2回クラスマネジメントシートの実施と集約・共有 教育相談週間 学校評価アンケート	個人懇談会 学校評価のお知らせ
1	あんしん委員会（10） いじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果について	3学期始業式		
2	あんしん委員会（11） 生徒指導まとめ			新一年半日入学説明会 授業参観・懇談会 作品展
3	あんしん委員会（12） 学校いじめの防止プログラムの見直し・年間反省	6年生を送る会 卒業式 修了式		あいあい山階（学校運営 協議会）理事会で共有